

アセロ 73

特集

市民活動の基礎知識
ボランティア活動を考える

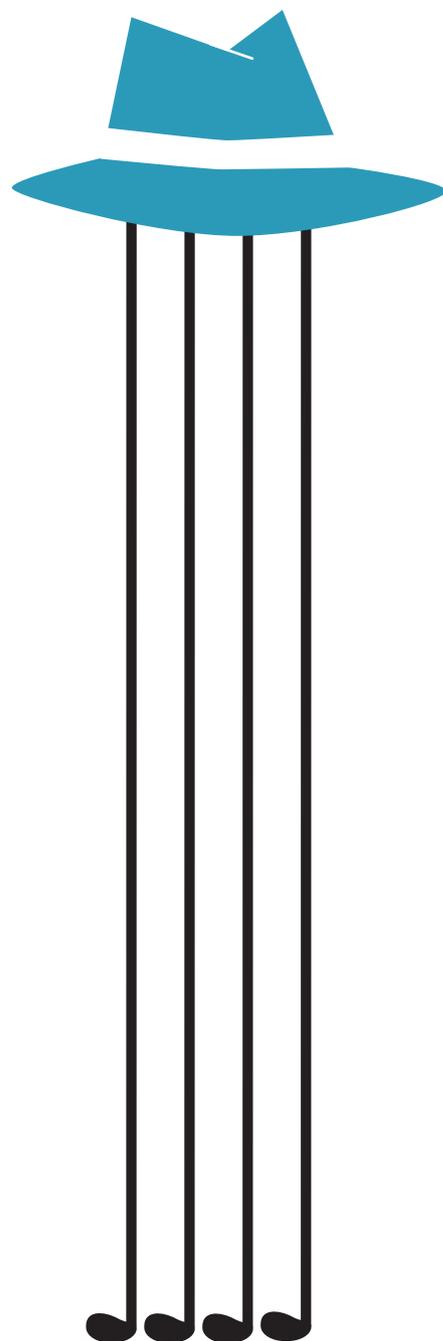
中間支援センター研修会報告
ステップアップ講座報告
公募企画講座報告
中間支援組織事業支援

市民活動レポート

・女性サポートAsyl（札幌市）

センターからのお知らせ

・定款変更しましたか？ - 貸借対照表の公告



特集

ボランティア活動を考える

「ボランティア活動とは人と人のかかわりで成立っており、いわば『する側』と『される側』の『共感』『協働』の作業である」(『ボランティア・コーディネート』著:社団法人日本青年奉仕協会*1)と言われるように、ボランティア活動をするということは、同じ目的に向かって活動する仲間をつなぐきっかけのひとつです。今回は、ボランティア活動について考えます。(文責:成田真由美)

1 ボランティア活動とは

ボランティア活動は「善意で行う奉仕活動」や「奇抜な人が行うもの」という誤解は、未だ残っています。また、ボランティア活動をする側が「自己実現のためだけのボランティア活動」と考えていたり、受け入れ側も「人手が足りないから、誰でもいい」といった安易な考えで受け入れたりしていないでしょうか？ それではお互いの満足、納得のいく活動ができるのか疑問です。まして、ボランティア活動の先にある社会課題の解決ができるとは思えません。

2 ボランティア活動希望者の準備

あなたがボランティア活動を始める動機づけとなる「共感」ポイントはどこにあるのでしょうか？ ボランティア活動に行こうとしている団体は、なにを目的として、どんな活動をしているのか。求められていることはなに。自分のスキルを活かせる活動か、など事前に確認しておいた方がいいことはたくさんあります。焦らず、じっくり、自分とあう団体を探すことも必要です。

ボランティア活動を行った結果として充足感や満足感を得られる活動であることは、長く続けるポイントとして重要です。楽しそうだから一緒に活動するのも大事です。楽しくないことは続かないからです。

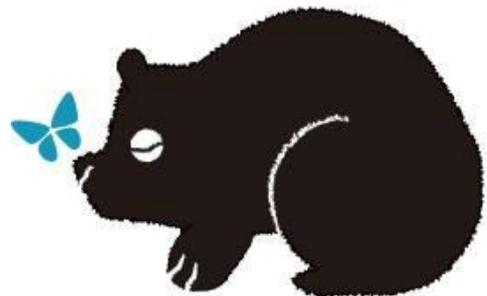
それでも、活動を始めてからなにかが違ふと思うこともあるでしょう。そのときは、受け入れ団体と話し合いを持つなどして疑問解決に努めましょう。目的や活動内容が自分の考えとあわなければ、ボランティアを辞することもあります。ボランティア活動は自発的に行うものであり、イヤイヤ行うものではありません。引き際も肝心です。

「ボランティアをさせていただく」と言うほどへりくだる必要もないと思いますが、主人公は自分ではないという(裏方に徹するという)意識を求められる活動も多々あります。

例えば、災害復旧ボランティアがそれに当てはまります。このボランティア活動は、宿泊や食事など生活インフラが寸断されたエリアでの活動となるので、ボランティアは自立することが必須となります(寝袋・食糧持参など)。そして、災害復旧ボランティア活動の目的は「被災された方の生活再建のお手伝い」であることを忘れず、献身的な姿勢で取り組むことも目的達成のためには必要となります。

また、活動するに当たり、約束や時間を守るなど最低限の社会的なルールを守ることは必須です。タダで働いてあげているのだから、このくらいのワガママは言わせてもらって当然という思い違いがあるようでは、受け入れ団体に迷惑をかけるだけでなく、その団体を支援している方の信用を損ねることにもつながります。

そして、活動を続けるうえで一番大切なことは、無理のない範囲での活動を心がけることです。スタッフの熱意やひっぱくした状況がボランティアに負荷をかけざるを得ないこともあるかもしれませんが、無理をして続ける活動が良い結果を生むとは限りません。



3 ボランティアを受け入れる覚悟

自分たちの活動の目的や意義を共有することはもちろんですが、さらにボランティア活動に来てくれる方に何を学び取ってもらえるかを考えた上で「協働」が取れば最高だと考えます。個人の貴重な時間を使って、スキルを提供してくれ、自分たちだけでは考えつかないようなアイデアも出してくれる可能性のあるボランティアの存在は、団体にとっての財産となります。

ボランティア募集の際には活動の目的を共有するだけでなく、どんな方と一緒に、どんな活動をしていきたいのかも明確にしておいた方がよいでしょう。具体的にボランティアにお願いする部分と、スタッフが行う業務を分けておくことも必要になるでしょう。特に、個人情報の取り扱いや金銭などの取り扱いには留意しなければなりません。

自分の時間をやりくりして活動に来てくれるボランティアに、どう対応し、どう感謝を伝えるのかは、団体の今後にも影響します。ボランティアは団体のファンであるといえます。「共感」を基礎とし、「協働」する「ボランティア＝ファン」が増えることは、団体の目標実現への第一歩となるので、ボランティア・マネジメントは重要なのです。

4 ボランティア・コーディネーター

団体にはボランティア担当のスタッフがいると思いますが、その人は「ボランティア・コーディネーター」としての役割を担っているでしょうか。ボランティア・コーディネーターは、ボランティア活動を円滑に行うための支援やマッチングなどを行う役割を担います。以下、(*1)を参考に、役割を表にしました。(下図)

| | |
|------------|---|
| 相談・対応 | ボランティア活動者と支援希望者の間の調整。願いや希望を正確に受け止め、しっかり対応する |
| 情報収集・提供 | 支援希望者の実情の把握。ボランティア活動者へ情報の開示 |
| 養成・教育 | 社会課題や支援要求にこたえるための事例研究や、学習の場の提供など、質の向上に努めること |
| 調整・活動の場の開発 | 相互の希望や条件などの調整、協力関係の合意確認。そこから、新たな活動プログラムを開発 |
| 活動支援 | オリエンテーション(事前説明)、研修会などの条件整備。助言、交流、学習機会の提供など |
| 連携・組織 | ネットワークの形成、維持 |
| 調査研究 | 社会資源として活用できるものの調査、整理 |

ボランティア・コーディネーターは、ボランティア活動の本質的な意味(理念)の理解を前提に、ボランティアの立場に立って働くことを求められます。さらに、人間や生命に対する深い愛情と、多様な個性や価値観を受け止められる柔軟性を持ち、仕事への情熱と冷静な判断力を兼ね備えた人物であることが望ましいとされています。

人と人が出会うと、「共感」が生まれることもあれば、「いさかい」が生まれる場合もあります。ボランティア・コーディネーターは「共感」を高め、「いさかい」を改善に導く、重要な役目を担っている存在です。そして、ボランティアを通じて、社会と団体が繋がる「団体の顔」ともいえます。

5 最後に

ボランティア活動を希望する方とボランティアを受け入れる団体の想いが一致したときに、市民力としての「ボランティアの力」が発揮されます。更に、それは社会課題の解決に寄与するだけでなく、そこから始まる新たなコミュニティ形成も期待できます。ボランティア活動は、自分たちの課題を自分たちの力で解決するという、市民活動の目的を達成する原動力です。ボランティア活動をする方とボランティアを受け入れる団体が一緒になって有意義な活動ができる状況を創り上げてください。そうすれば、よりいっそう市民活動が盛り上がることでしょう。

ボランティア受け入れに関してのご相談も、しみセンでお受けしています。お気軽にご相談ください。

*社団法人日本青年奉仕協会は2009年解散。『ボランティア・コーディネート』は、北海道立市民活動促進センターで貸出できます

第五回 市民活動中間支援センター研修 (2017年11月29日)

研修会の最後は、1日で「ファンドレイジング」「NPO会計」を学び、その後全員で1年間の研修を「振り返り」ました。内容盛りだくさんで、ちょっと駆け足での研修会最終日でしたが、厳選してご報告いたします。(報告：成田真由美)

「ファンドレイジング」

講師：日本ファンドレイジング協会北海道チャプター
奥山大介さん、牧伸介さん

ファンドレイジングとは、団体の活動に共感した方に、目に見える形で応援をしてもらうことを指します。大きく分けると、時間や能力など労働力で応援するボランティアと、現金や物品購入など金銭で応援する寄付という方法があります。これらを受け取った団体は、ボランティアや寄付者である団体の支援者からの「思い」を、支援の必要な受益者に確実に届けることが肝心です。そして、団体の活動とその効果は、支援者へ報告(フィードバック)も重要です。団体に託した「思い」が、受益者の利益となっている様子や活動の成果を伝えることは、支援者の満足感に繋がります。また、「共感」が支援・寄付の重要ポイントともなるため「ファン(支援者)度レイジング」と言い換えることも可能とのことでした。

最近ではファンドレイジングといえば、クラウドファンディングのようなWEBを使用した寄付システムのことだけを指すと誤解されることもあります。これは、インターネットの力を活用できる良い方法ですが、寄付金の用途が限定される、継続した寄付行為ではないなどの制限があります。なので、団体の活動のどの部分の財源とするのが最適なのかを考える必要があります。もちろん、クラウドファンディングが成功する保証もありません。

講座では「三つの財源＝①事業収入 ②寄付 ③助成金」のバランスが重要であると説明がありました。団体のミッションに相応しい財源バランスでの運営を心がけることが大切です。それぞれの資金的特徴を把握し、メリットデメリットに応じた収入のデザインが団体の継続的な運営には必要です。

繰り返しになりますが、ファンドレイジングの成功は、団体のミッションである社会課題解決への共感を持ってもらえることから始まります。支援者の「共感」を「行動」へ繋げるポイントなどもレクチャーいただき大変勉強になりました。



「NPOの会計」

講師：税理士／NPO法人A P I ジャパン理事長 瀧谷和隆さん

法人の管理運営として、毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出する書類についての説明から始まりました(しみセン便り vol.70『NPO法人年間運営スケジュール』参照)。団体としての意志の決定方法や法人解散時の余剰金の扱い(分配不可、寄付のみ)などにも言及がありました。

基礎的なことですが、活動計算書と収支計算書の違いなどは中間支援センターとしては押さえておかなければならないことだと思います。NPO法には、NPO法人の会計についての定めがありません。企業会計など会計基準はさまざまあり、どれに従うのか、もしくは任意の会計基準で行うかは、その団体の自由だそうです。ただ、何を根拠に活動計算書を作成したのかを明示することは必要です。NPO法人独特の会計についてもお話があり、2011年に「NPO会計基準」が作成されたので、こちらを根拠にするほうが良いとのことでした。

私は講座を受けながら、透明性の高い会計は団体の信頼性を増すだろうと考えていました。活動計算書など会計書類は、「北海道市民活動団体情報提供システム」で公開されますが、自分たちのホームページや会報などでも積極的に情報公開する姿勢も求められる時代ではないかと思いました。

また、NPO法の改正について(貸借対照表の公告など)詳細を10ページに掲載しましたので、ご確認ください。

「振り返り」

ファシリテーター：NPOファシリテーションきたのわ 宮本奏さん

全体の振り返りとしては、全ての講座が役に立ったとのありがたいご意見を頂きました。そして、特に役に立った・実践しているという研修会は「会議の進め方：ファシリテーション」が一番でした。会議は定期的に行われることを考えると、最も実践しやすく、効果をすぐに感じられるからかもしれません(普段の会議に不満を持つ方が多いからかも知れませんが…)。参加者のみなさんも、有意義な会議のあり方を模索されているようです。問題解決、意思決定としての会議は本当に重要です。

来年度の研修テーマも、短い時間でしたが全員の意見を聞くことができました。NPOの基礎、お金のこと(資金、ファンドレイジング、会計)、広報、事例紹介(地域交流、全国の活動事例)はもちろんのこと、団体の運営や事業作りのコツやボランティアについても、もっとじっくり学びたいという貴重なご意見を頂きました。ありがとうございます。来年度への参考とさせていただきます。

今回の研修会で、一年間のカリキュラムがすべて終わりました。ご参加いただいた方は、この研修の成果をそれぞれの地域での中間支援センター業務に活かしていただきたいと思います。私も北海道立市民活動促進センターでがんばっていきます。

公募企画講座の報告②

CAP をすすめる会

2017年11月10日(金)かでの2.7にて、災害時「子どもにやさしい空間」研修を開催しました。

「子どもにやさしい空間」とは、災害や事故などの緊急事態において、避難した先で子どもたちが安心して、そして安全に過ごすことができる場を指します。東日本大震災の際に日本ユニセフ協会が被災地で広げた支援です。CAP(キャップ/子どもへの暴力防止)もまたユニセフ連携事業として、被災地でおとなと子どもへのCAPプログラム提供活動を続けました。

緊急時の子どもたちは、恐怖や喪失の体験、住み慣れた家や地域からの避難、また避難先での不自由な生活など、多くの困難に直面します。おとなも困難の中にあり、子どもの変化や様子に気づきにくくなります。しかしどんな状況でも、子どもは子どもの「いま」を生きています。緊急時こそ、子どもを中心に、子どもたちにとって安全で安心できる空間と人的環境をいち早く整えることが、子どもの心身の健康にとって大切であるという「子どもにやさしい空間」の理念は、わたしたちCAPの活動とも共通しており、ぜひ札幌で多くの人たちと共有したいと考えました。

講師の小野道子さんは日本ユニセフ協会での震災支援活動を経て、2017年に「災害時子どものこころと居場所サポート」を発足し、全国で同研修を展開しています。研修では2009年にユニセフが提唱した「A Practical Guide for Developing Child Friendly Spaces」をもとに作成された日本版ガイドブックをテキストにして、災害時における「子どもにやさしい空間」の設置の考え方と方法を学び、学校の教室を「子どもにやさしい空間」としてどうデザインし、幼児から高校生までの子どもたちの1日をどのように組み立てるかなど、具体的な計画を作り、発表、共有しました。

災害時「子どもにやさしい空間」研修

参加者からは、「話し合いをしながら実際に計画を作ったことが、いざという時に役に立つと思う」、「道内の多くの地域で開催したらよい」「災害時だけでなく、子どもと接するときや子どもの居場所づくりなどにも使える」などの感想をいただきました。

私が被災地のCAP活動で痛感したことは、「普段できていないことは緊急時に行くことは難しい」ということでした。この3時間の研修を終えた方々には修了証が発行されました。分野や機関を超えた助け合いと多様性の尊重、そして子どもの最善の利益への誓約が記載されています。緊急時には私も「子どもにやさしい空間」の担い手になりたいと思います。同時に子どもの人権尊重を共通理解とするために、日常にこそCAP普及を推進しておくことの決意もあらたにしました。

北海道初の研修をこのたびの公募企画講座として開催でき大変ありがとうございました。参加いただいた一人一人の現場から地域へ広がることを願っています。

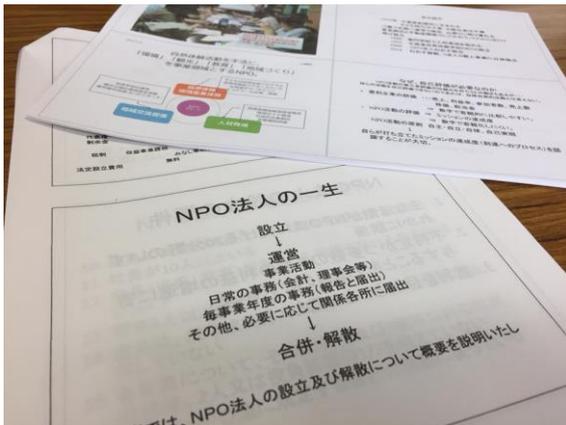
(報告：NPO法人北海道CAPをすすめる会
理事長 木村里美)



2017年度 市民活動ステップアップ講座（2）

共催：室蘭 NPO 支援センター
(2018年1月21日)

市民団体を上手に 運営するために



室蘭市文化センター

講義 1 「市民活動、初めから終わりまで」

講師：NPO 法人北海道 NPO サポートセンター・菅原さん

団体設立から解散まで、事務的な手続きや注意点をおさらい。

- ①活動をはじめたい：一人では難しいから NPO をつくろう
 - ②法人格の選択：法人格または任意団体かを選んで活動をはじめめる
 - ③NPO法人になるなら：設立の要件を満たして書類をつくり、設立総会をして認証申請
 - ④認証されたら：登記して所轄庁と税務署など必要なところに設立届出を出す
 - ⑤毎年：総会を開催し所轄庁や税務署など必要なところに報告書を出す
 - ⑥合併や解散になったら：必要な手続きを取り、必要なところに報告。放置すると20万円以下の過料の恐れあり
- 参加者の中には、これから設立しようという方もおり、「設立してないのに解散の話とは」と思われたかもしれないが、合併や解散も定款に盛り込む重要性を伝えられたのではないかと感じた。

講義 2 「ミッションを果たすための自己評価」

講師：NPO法人野外計画社・高木さん

NPOが役割を果たすために重要な「自己評価」を学んだ。冒頭、ねおすが解散、5法人3個人事業に分派独立した話が披露され、経験談として「講義1」の内容が補完された形になった。

- ①なぜ自己評価が必要か。自らの活動を自己評価できないならば、NPO法人活動の原則である自主・自立・自律・自己実現活動とは言えない。自らが打ち立てたミッションの達成度やプロセスを認識することが重要。
 - ②事業を評価する項目は、自分たちが設定。例えば、
 - a)事業の実績：継続性につながる参加人数や売上、結果報告する成果物とそれに至るプロセスの提示、モデルケースの提示、想定された社会問題の解決度合
 - b)スタッフの成長度：活動の事前準備・段取・進行・質・リスクマネジメント、社会貢献できる人材の育成
 - c)提案：行政施策や企業のCSR
 - d)経営プロセスそのもののビジョンや使命への達成度、ネットワークや協働が進んだか
 - e)NPO活動の展開：地域づくりへの貢献度合い
- 「明確なミッション」と「行動原則」が、事業・活動の評価軸。NPOは、ミッションを果たせなくなった、ミッションが達成されたときには、その役割を終える(解散する)べき。ねおすは、協働事業体という形を選び解散。ネットワークによるつながり、互いに成長する道を選択した。今後は、個々の評価軸がしっかりしていることが重要となるだろう。(報告：佐藤ゆみ子)

帯広市市民活動プラザ六中ソフト推進事業室

市民活動プラザ六中には色々な方が力を貸してくれます。ちょうど去年の今頃、一人の男性が訪ねてきました。自分は独学で革工芸を学んだので、子供に教えるとか、何かの機会に、その技術を活かして協力させていただきたいという申し入れでした。それから間もなく、今度は牛革を寄付してくれるサポーターさんが現れました。自分が以前趣味としてやっていたころ買った牛革があるので、何かの役に立つなら使ってほしい、ということでした。



この二つの申し入れを活かし、六中サポーターさんの活動につなげるために、何をしようか、と考えました。そこで、12月のドネーションシップに向け革工芸ワークショップを開催することとしました。次は講師謝礼をどこから捻出するかが課題となり、検討したところ、北海道立市民活動促進センターの助成金を申請することとしました。作るものは季節的に新年度のスケジュール帳を入れた手帳カバーに決めました。さっそく六中ニュースに掲載し、ワークショップの参加者を募りました。平日の日中でしたが、6名の方が集まってくれました。講師の方は子供に教えたいという希望でしたが、今回はおばさん、おじさんとのワークショップということになりました。

初回は型紙を革に写し、ハサミで切り取る作業です。切り取った革は染料で染めました。以上で初回は終了。次の回はまず、部品をボンドで張り付ける、次はヒシ目打ちという工具で穴を空ける、そして針と糸を使って手縫いをするという手順です。工具はこの度は全て講師の方が準備してくれました。どれをとっても高価なものでした。講師の細やかな指導のおかげで皆さん初めてでしたが各工程楽しんで進んでいきました。

いよいよ手縫針で縫う工程。これは一本の糸のそれぞれの端に針をつけ、一目ずつ交互に刺していく方法です。洋裁ができる女性にもこの縫い方はなかなか難しいことでした。そうして製品としてドネーションシップに販売できる手帳カバーが完成しました。参加した一人の男性は友達が自分で作った革製品を自慢するらしく、これで自分も自慢して見せられると、とても興奮していました。

参加して下さった方達はまた機会があったら是非参加したいと、感想をくれました。これも、協力を申し出てくれた講師と、牛革を寄付してくれた方がいたからできたことでした。また、助成金をいただき講師に謝礼を払うことができ、みなにとって良いワークショップになりました。そして新年度はこのワークショップを一步すすめて革工芸クラブとして活動することになりました。よい機会を得ることができました。(報告：帯広市市民活動プラザ六中ソフト推進事業室)

2017年度中間支援組織事業支援 ②

滝川市まちづくりセンターみんくる



滝川市まちづくりセンターみんくる（以下、みんくる）では、男性女性にこだわらずすべての方々が自分自身を見つめ、自分のことを大切に考えるきっかけづくりを目的として、1月20日「LGBTを知ろう！『LGBTって、何？』」を開催しました。

LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しないが外的手術は望まない方）のことで、その頭文字をとって表記されています。

講演会当日は定員を大きく超える申込みで、他自治体職員、福祉や教育関係者等も参加され、当事者はもとより当該地域における住民の興味や関心の高さ、反響の大きさを強く感じました。講師には、「レインボーファミリーさっぽろ」の代表を務める伊井義弘さんを迎え、当事者としてのご自身の経験やLGBTを取り巻く現状などについてお話いただきました。

前半は、伊井さん自身の生い立ちから始まり、不安な気持ちを誰にも相談できずにひとりで悩む時期が長く続いたことや「ゲイ」を認識するようになったあとは、「ゲイとして生きる世界」が当然と感じるようになり自分の世界観が広がったことなどを話しました。その後、様々な経験を経て「レインボーマーチ札幌」の実行委員となり、次第に友人から家族へカミングアウトを考えるようになったといいます。

後半は、参加者全員がふたつに分かれてグループワークを行い、そこには、講師である伊井さんのお母さんも参加され、他の参加者が頷きながらお話を聞く場面もありました。伊井さんは「地方では（LGBTについて）相談する場が少ないが、相談されたらまずは話を聞いてあげて欲しい」と締めくくりました。さらに、滝川市の議員さんが「レインボーファミリーさっぽろ」を拡大し「レインボーファミリー空知支店」として地域で活動を立ち上げることを表明されました。

各人がひとりの人として幸福に生きていくにはどうなると良いのか、悩み苦しんでいる人に笑顔が訪れ豊かな心で生活をしていくために、今後は、みんくるとしてできる支援も考えていきたいと思えます。（報告：滝川市まちづくりセンターみんくる）

「LGBTを知ろう！」「LGBTって、何？」

市民活動 Report



困窮する女性たちの自立を支援

NPO 法人女性サポート Asyl（札幌市）

傷ついた女性たちが身を寄せ、新たな生活へ旅立てるようにサポートする団体がある。「特定非営利活動法人女性サポートAsyl(以下あじー)」。DV(ドメスティック・バイオレンス)被害や失業、家族関係の悩みなど、困窮する女性たちが一時的に利用できるシェルターを運営している。

あじーは特定非営利活動法人ホームレス支援北海道ネットワークが2012年に開設、2015年度からは札幌市生活困窮者自立支援事業「札幌市ホームレス総合相談センターJOIN」の分室となり、同年9月にNPO法人格を取得した。シェルターは札幌市内に5部屋あり、入所者は常時4、5人いる。満室の状態が長く続くことも多い。

それぞれの部屋には、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、電子レンジなど家電一式が揃い、入った日からすぐに生活できる。交流の場となるサロンは、退所後も自分の居場所として自由に使えるように開放されている。

入所者には1日3食が提供される。サロンのほか、ホームレス支援団体が運営する食堂も利用できる。収入や資産など一定の条件がある場合を除いて、利用料は無料。原則3ヵ月まで利用でき、最大6ヵ月まで延長できる。

サポートは、生活保護や障害年金などの福祉制度の申請同行から、住宅・仕事探しなど幅広く、リクルートスーツの貸し出しや、職務履歴書などの文書作成や写真撮影など、細やかな就職活動の支援もしている。女性専用シェルターだが、世帯の支援となると世帯主の父親も含めて受け入れることもある。

札幌市の委託事業ではあるが活動資金は不足している。2015年にはインターネットで資金を募るクラウドファンディングを実施。100万円が集まった。新聞での呼びかけでは20万円の寄付金があった。衣類や家電などの必要な物品はホームレス支援団体から提供されることもある。

運営にたずさわるのは事務局長の波田地利子さんと、松浦聡美さんのふたり。「その方の尊厳を尊重しながら信頼関係を築くのは大変なこと。運営に関しても資金やスタッフが足りず現実は厳しい。でも利用者が少しでも何かいい方向に変わってくればという思いで運営しています」と語る。

シェルターの元利用者からは「新しいひとと出会って、たわいもない話をするだけでも発見がある。今後はこれまでのキャリアを生かして子供の支援をしてきたい」、「人との繋がりを持てるサロンと、プライバシーが守られている個室のバランスのおかげで自分のペースが取り戻せた」といった声が聞かれた。ふたりの真摯な活動は、多くの女性たちの心に響いているに違いない。

定款変更しましたか？

■平成 28 年 6 月に特定非営利活動促進法(以下 NPO 法)が一部改正され、NPO 法人は、貸借対照表の公告を行うことが義務づけられます。(平成 30 年 10 月 1 日施行予定)一方、法務局に毎年していた資産の総額の登記が不要となります。

【貸借対照表を公告する年度】

| 対 象 | 貸借対照表の公告 | 資産の総額変更登記 |
|---------------------------|----------|-----------|
| 平成 29 年度 (平成 30 年 3 月末決算) | 必 要 | 必 要 |
| 平成 30 年度 (平成 31 年 3 月末決算) | 必 要 | 不 要 |

■法律の改正に伴い、次総会にて「公告の方法」の定款変更をおすすめします。ひな形を参考に作った定款では、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う」と書いてある場合が多いと思いますが、変更しないと毎年その方法で公告しなくてはなりません。ちなみに官報への掲載は、1 回 72,978 円(税込)がかかります。

【変更例】

| 変更前 | 変更後 |
|--------------------------------------|--|
| この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う | この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う |

■貸借対照表の公告方法の【〇〇〇】には、は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要があります。

| 公告方法 | 【〇〇〇】の記載例 | 備 考 |
|--------------------|-------------------------------------|--|
| ① 官報 | 官報に掲載 | 有 料 |
| ② 日刊新聞紙 | 北海道において発行する〇〇新聞に掲載 | 有 料 |
| ③ 電子公告 | この法人のホームページに掲載 | — |
| | 内閣府 N P O 法人ポータルサイト (法人情報入力欄)に掲載 | ユーザー登録が必要 |
| ④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所 | この法人の主たる事務所の掲示板上に掲示 | 公告を行う掲示板は、広く一般に告知するという趣旨から、事務所の外側など一般の人が自由に閲覧できる場所に設置する必要があります |

■手続と提出書類

1) 総会の開催議案に「定款変更の件」を明記 → 所轄庁へ下記の書類を提出してください。

| 提出書類 (届出用) | | 提出部数 | 掲載頁 |
|---------------------|-------------------------|----------------|------|
| 定款変更届出書 (別記第 5 号様式) | | 1 部 | p.35 |
| 添付書類 | 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 | 1 部 | p.52 |
| | 2 変更後の定款 | 3 部 (札幌市は 2 部) | — |

2) 法務局で定款変更の登記をしてください → 定款変更の登記後に提出してください。

| 提出書類 (閲覧または謄写用) | | 提出部数 | 掲載頁 |
|------------------------------|--|----------------|------|
| 定款の変更の登記完了提出書 (別記第 5 号様式の 2) | | 1 部 | p.61 |
| 定款の変更登記をしたことを証する登記事項証明書 | | 1 部 | — |
| 登記事項証明書の写し | | 2 部 (札幌市は 1 部) | — |

※上の表の「掲載頁」は道庁が出している「特定非営利活動法人の手引き『管理・運営編』」のページです。
不明点、その他詳細はしみセンまでお問い合わせください。

かでの2・7 施設のご案内

かでの2・7には、市民活動促進センター（しみセン）の他にも、みなさんの学習や活動を支援するセンターがありますのでご案内いたします。どうぞご利用ください。

6階 北海道立女性プラザ

女性の自立と社会参加を促進するとともに、男女平等参画を推進するためのキーステーション、それが女性プラザです。男女問わず、お気軽にご利用ください。



◎フロア紹介

●情報提供フロア

女性や男女平等参画に関するさまざまな図書や映像情報等を提供しています。（図書の貸出：一人5冊まで、2週間以内）

●交流フロア

個人でもグループでも気軽に使っていただける、ふれ合い交流の場です。フロアを利用したイベント等も行っています。

【利用時間】9:00～21:00（土曜日は17:00まで）

※図書の貸出は9:00～20:00（土曜日は17:00まで）

【休館日】日曜日、祝日、12月29日～1月3日

◎主な事業紹介

- 各種イベント開催（プラザ祭・講演会等）
- 女性のための法律相談（予約制：第2・第4水曜日）
- 女性の活躍推進に係る総合相談窓口
- 道内活動団体とのネットワークづくり

※事業については、機関紙「えるのす」やホームページ等で、随時ご紹介していきます。

お問い合わせ先 ☎011-251-6329

ホームページ <http://www.l-north.jp/>

9階 北海道立生涯学習推進センター「まなびの広場」

情報交流広場「まなびの広場」は、道立生涯学習推進センターの施設の一つ（受託者：北海道生涯学習協会）です。地方新聞や各種図書が設置されており、自由に学習することができます。また、展示コーナーでは様々な団体が月ごとに写真や資料等を展示しており、活動を発表する場にもなっています。そのほか、受付カウンターでは道民カレッジに関する相談や視聴覚教材の貸出にも対応しています。

かでの2・7にお越しの際は、ぜひ当施設にもお立ち寄りください。

○開館時間 9:00～18:00

○休業日 土・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）・道民活動センタービルの臨時休館日

【北海道生涯学習協会について】

道民の生涯学習の振興を図り、生涯学習社会の実現に寄与することを目的とした、公益財団法人です。年間10回程度、今日的な課題に焦点を当てた「かでの講座」を開催し、道民への学習機会の提供を行っています。

第1回目は、作家の小檜山博氏にご講演いただきます。興味のある方は下記までお申し込みください。

日 時：4月23日(月) 13:30～15:30

会 場：4階 大会議室

受講料：500円（賛助会員は400円）

お問い合わせ先：011-204-5780

北海道立市民活動促進センター

| | |
|---|------------------------|
| 開 | 月～金曜日：9:00～21:00 |
| 館 | 土・日・祝日：9:00～18:00 |
| 交 | J R：札幌駅南口徒歩約13分 |
| 通 | 地下鉄：さっぽろ駅（10番出口）徒歩約9分 |
| 手 | 地下鉄：西11丁目駅（4番出口）徒歩約11分 |
| 段 | 公共地下歩道：（1番出口）徒歩約4分 |



〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センタービル（かでの2・7）8階

TEL.011-261-4440 FAX.011-251-6789

E-mail:center@do-shiminkatsudo.jp <http://www.do-shiminkatsudo.jp/>

